

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 7 月 24 日付鳥取県告示第 636 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

竹本 和男	八頭郡若桜町大字湯原字サン谷 233
中村 廣観	八頭郡若桜町大字湯原字イノ原谷 347 の 27
佐藤 延代	八頭郡若桜町大字湯原字下瀧谷 374
〃	八頭郡若桜町大字湯原字中野谷 381
中村 廣観	八頭郡若桜町大字湯原字中野谷 382
〃	八頭郡若桜町大字湯原字中野谷 383
〃	八頭郡若桜町大字湯原字中野谷 384
竹本 源藏	八頭郡若桜町大字湯原字中野谷 397 の 1
竹本 実	八頭郡若桜町大字湯原字中野谷 411
中村 廣観	八頭郡若桜町大字湯原字中野谷 414
杉原 定藏	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 430 の 1
木島 公之	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 431 の 1
〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 432 の 1
武田 貞重	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 435
〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 435 の 1
〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 436
大竹 俊充	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 439
〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 440
〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 442
〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 457
〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 458 の 1
〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 459

〃	八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷 464
山野 幹雄	八頭郡若桜町大字湯原字コウマキ 486 の 2
山野 精一	〃
山野 幹雄	八頭郡若桜町大字湯原字コウマキ 486 の 3
山野 精一	〃
山野 幹雄	八頭郡若桜町大字湯原字コウマキ 488 の 1
山野 精一	〃
竹本 和男	八頭郡若桜町大字湯原字アゼチ 498
大竹 俊充	八頭郡若桜町大字湯原字アゼチ 499
中村 廣観	八頭郡若桜町大字湯原字アゼチ 504 の 28
土田 藤一	八頭郡若桜町大字湯原字アゼチ 504 の 37
武田 祐孝	八頭郡若桜町大字湯原字サン谷山 520
土田 藤一	八頭郡若桜町大字湯原字大サコ 541
大竹 俊充	八頭郡若桜町大字淵見字深山ノ上 693 の 1
〃	八頭郡若桜町大字淵見字巻ノ谷 910

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課